4. 契約書

(1)	住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書・・・	•	•	1
(2)	住宅管理組合駐車場2台目自動車駐車契約書	•	•	3
(3)	来客駐車場期間使用契約書・・・・・・・	•	•	4
(4)	住宅管理組合バイク置場使用契約書・・・・		•	6

住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書

グリーンメゾン鶴牧-3住宅管理組合理事長(以下「甲」といいます。)と グリーンメゾン鶴牧-3分譲住宅団地居住者(以下「乙」といいます。)とは、甲の経営する 団地内 第 号駐車場内に乙の保有する下記の自動車を駐車するため次条以下の通り 契約を締結します。

自動車の表示

- (1) 車輌型式
- (2) 車輌登録番号

第1条(駐車場使用の証明)

甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号) 第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行います。

第2条(駐車料金)

駐車料金は、月額 5,000 円也と定め、乙は、本契約締結と同時に当該月額を甲に支払い、爾後毎月 25 日までにその月額を甲の定める方法により支払うものとします。ただし、月の中途で契約締結の場合は、1 カ月を 30 日として日割計算とします。

2 月の中途に於いて解約した場合は、乙はその月の月額分を支払わねばなりません。ただし、 乙が 1 カ月の予告期間をもって解約の申告をした場合は、日割計算にて支払うことができま す。

第3条(敷金)

乙は、本契約成立と同時に敷金として月額駐車料金の3カ月分を甲に預託します。ただし、敷金には利子をつけません。敷金は本契約の解除の日から起算して、14日以内にその金額を乙に返還します。なお、ローテーションの実施に伴い既存の契約を更新する場合には、敷金の返還と新規預託は省略するものとします。

第4条(乙の賠償義務)

乙またはその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の自動車又は附属品に損害を与えたときは、 乙は、自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

第5条(甲の免責)

天災、地変、火災、盗難その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由によって自動車その 他の物件に損害が生じても、甲は、一切その責を負いません。

第6条(乙の義務)

乙は、駐車場の利用に際しては、甲の別に定める駐車場利用規則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

なお、自己保有車の車種等に変更があった場合は、乙は、別に定める様式により、すみやかに甲に届出なければなりません。

第7条(利用権の譲渡:禁止)

乙は、乙の保有にかかわるといえども、契約外の自動車を駐車せしめ、又は他人に本駐車場 を利用せしめ、或は、本契約上の権利を譲渡することはできません。

第8条(ステッカー)

乙は、甲が有償で乙に貸与するステッカーを、自動車のリヤーウインドガラスに貼付してお かなければなりません。このステッカーは、この契約の解除又は解約のとき、甲に返還する

4. 契約書

ものとします。

第9条 (駐車料金の変更)

甲は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども 1カ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第10条(解約)

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1カ月前に各々相手方に予告なければなりません。ただし、乙が当該団地から退去するときは、乙は退去する日をもって本契約は当然解約するものとします。この場合の駐車料金は第2条の約定により計算します。この場合、乙が2週間前に甲に予告せねばなりません。

第11条(契約の解除)

乙が本契約に違反したときは、甲はなんらの予告なしに直ちに本契約を解除することができます。

第12条(前契約の置き換え)

甲乙の間で以前に取り交わされた住宅管理組合駐車場自動車駐車契約は、本契約の締結を もって失効し、本契約に置き換えるものとします。

第13条 (契約の期間)

本契約の有効期間は、下記の契約発効年月日から次回駐車場ローテーション実施時までとします。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各 1 通を保有します。

契約発効年月日: 令和 年 月 日 甲 グリーンメゾン鶴牧-3住宅管理組合 理事長 印

乙 号棟 号室

氏名 印

住宅管理組合駐車場2台目自動車駐車契約書

グリーンメゾン鶴牧-3 住宅管理組合理事長(以下「甲」といいます。)とグリーンメ ゾン鶴牧-3 分譲住宅団地居住者(以下「乙」といいます。)とは、 甲の経営する団 地内第 号駐車場内に乙の保有する下記の2台目自動車を駐車するため次 条以下の通り契約を締結します。

自動車の表示

- (1) 車輌型式:
 - (2) 車輌登録番号:

甲と乙は、すでに契約を締結している住宅管理組合駐車場自動車駐車契約書(以下 1台目契約書といいます。)の該当する各条項を尊重することを原則とします。

第1条(駐車場使用の証明) 1台目契約書と同一とします。

第2条(駐車料金) 駐車料金は、月額 7,500 円也とし、その他の内容は 1台目契約書に従うものとします。

第3条(敷金)2台目駐車について、乙の甲への敷金の預託はないものとします。

第4条(乙の賠償義務) 1台目契約書と同一とします。

第5条(甲の免責) 1台目契約書と同一とします。

第6条(乙の義務) 1台目契約書と同一とします。

第7条(利用権の譲渡:禁止) 1台目契約書と同一とします。

第8条(ステッカー) 1台目契約書と同一とします。

第9条(駐車料金の変更) 1台目契約書と同一とします。

第10条(解約) 1台目契約書と同一とします。

第11条(契約の解除) 1台目契約書と同一とします。

第12条(前契約の置き換え) 1台目契約書と同一とします。

第13条(契約の期間)

本契約の有効期間は、下記の契約発効年月日から次回駐車場ローテーション実施時までとします。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各1通を 保有します。

> 契約発効年月日: 令和 年 月 日 甲 グリーンメゾン鶴牧-3 住宅管理組合

> > 理事長

乙 号棟 号室

氏名

来客駐車場期間使用契約書

グリーンメゾン鶴牧-3 住宅管理組合(以下「甲」という)と、甲の組合員であ	る
号棟号室)(以下「乙」という)とは、次のと	おり
来客駐車場期間使用契約(以下「本契約」という)を締結するものとします。	
(駐車区画)	
第1条 田の正右オス次の駐車坦に、フが第9条に完める東亜を駐車オスとのトレ	1 生日

弗1余 甲の所有する伙の駐車場に、厶か弟2余に疋める車両を駐車するものとします。

駐車場名:来客駐車場

: 当該区画の 番部分

(駐車車両)

第2条 乙は自己の使用する普通自動車(車両 No)駐車場所 としてのみ、本件駐車場を使用するものとし、駐車車両に変更があった場合は遅滞 なく甲に届け出なければなりません。

(使用料)

第3条 使用料は、一ヶ月 金8,000 円とし、乙は当該月の使用料を前月の25 日ま でに甲の指定する方法にて支払うものとします。ただし月の中途において契約を締結 の場合は一カ月を30日として日割計算した金額とします。

尚、日割した日額は、10円単位で四捨五入した270円とし、以後の日割金額にも適 用するものとします。

2 月の中途に於いて解約する場合は、乙は当該月の使用料一カ月分を支払わなけ ればなりません。ただし、一カ月以上の予告期間をもって解約の申告をした場合は、 日割り計算にて支払うことができるものとします。

(使用期間)

第4条 使用期間は、一カ月とします。ただし、使用期間の満了の10日前までに甲 乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約はさらに一カ月更新するものとし、以 後においても同様とします。

(事故等の責任)

第5条 本件駐車場内での天災、地変、火災、盗難、損壊その他の被害など甲の責に 帰すべからざる事由によって乙の駐車車両その他の物件に損害が生じても甲は一切の 責を負わないものとします。

2 乙またはその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意 または過失により本駐車場またはその施設ならびに本駐車場に駐車中の車両又は附属 品に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてその損害金を相手方に対して賠償 しなければなりません。

(遵守事項)

第6条 乙は次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 駐車場の使用に際して、甲の定める駐車場使用細則等を遵守しなければなりません。
- ② 本契約第2条に定める車両以外を駐車することはできません。
- ③ 駐車場の現状を変更してはなりません。
- ④ 駐車位置等を変更する場合は、事前に甲の承諾を得なければなりません。 (契約解除)

第7条 乙が次の場合の一つに該当したとき、甲は催促しないで直ちに本契約を解除 することができるものとします。

- ① 一ヶ月以上の期間にわたり使用料の支払いを怠ったとき。
- ② 使用料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲と乙との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- ③ その他本契約に違反したとき。

2 前項により甲より契約の解除をされた場合、乙は未払いとなっている使用料の支払い義務を負うものとし、乙は速やかにその責務を甲に支払うものとします。 (中途解約)

第8条 甲または乙は契約期間中であっても10日以上の猶予期間をもって予告し本契約を中途解約することができます。ただし、使用料については本契約第3条第2項に定めるところによるものとします。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については甲 乙協議のうえ解決するものとします。

以上、本契約の成立を証するため、この契約書を2通作成して、双方署名捺印の 上、各自1通を保有します。

令和 年 月 日

甲 東京都多摩市鶴牧3丁目13-11 グリーンメゾン鶴牧住宅管理組合

理事長

(EII)

乙 住所

氏名

(EII)

住宅管理組合バイク置場使用契約書

グリーンメゾン鶴牧-3住宅管理組合理事長(以下「甲」といいます。)と グリーンメゾン鶴牧-3分譲住宅団地居住者(以下「乙」といいます。)とは、甲の経営する 団地内 第 号バイク置場内に乙の保有する下記のバイクを駐車するため次条以下の 通り契約を締結します。

バイクの表示

- (1) 車両型·年式
- (2) 車両登録番号

第1条(駐車料金)

駐車料金は、月額 1,000 円也(250cc 以下)及び 1,300 円也(250cc 超)と定め、乙は、本契約締結と同時に当該月額を甲に支払い、爾後毎月 25 日までにその月額を甲の定める方法により支払うものとします。ただし、月の中途で契約締結の場合は、1 カ月を 30 日として日割計算とします。

2 月の中途に於いて解約した場合は、乙はその月の月額分を支払わねばなりません。ただし、 乙が 1 カ月の予告期間をもって解約の申告をした場合は、日割計算にて支払うことができま す。

第2条 (乙の賠償義務)

乙またはその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係する者が故意又は過失により本バイク置場又はその施設並びに本バイク置場に駐車中のバイク又は附属品に損害を与えたときは、乙は、自己の責任においてその損害金を直接相手方に対して賠償しなければなりません。

第3条(甲の免責)

天災、地変、火災、盗難その他の被害など甲の責に帰すべからざる事由によってバイクその他の物件に損害が生じても、甲は、一切その責を負いません。

第4条(乙の義務)

乙は、バイク置場の使用に際しては、甲の別に定めるバイク置場使用細則及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければなりません。

なお、自己保有バイクの車種等に変更があった場合は、乙は、別に定める様式により、すみ やかに甲に届出なければなりません。

第5条(利用権の譲渡:禁止)

乙は、乙の保有にかかわるといえども、契約外のバイクを駐車せしめ、又は他人に本バイク 置場を利用せしめ、或は、本契約上の権利を譲渡することはできません。

第6条(駐車料金の変更)

甲は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは、契約期間内といえども 1カ月の予告期間をもって駐車料金を改定することができます。

第7条(解約)

本契約期間中に解約しようとするときは、甲又は乙は1カ月前に各々相手方に予告なければなりません。ただし、乙が当該団地から退去するときは、乙は退去する日をもって本契約は当然解約するものとします。この場合の駐車料金は第2条の約定により計算します。この場合、乙が2週間前に甲に予告せねばなりません。

第8条(契約の解除)

乙が本契約に違反したときは、甲はなんらの予告なしに直ちに本契約を解除することがで

きます。

第9条(前契約の置き換え)

甲乙の間で以前に取り交わされたバイク置場使用契約は、本契約の締結をもって失効し、本 契約に置き換えるものとします。

第10条(契約の期間)

本契約の有効期間は、下記の契約発効年月日から次回バイク置場ローテーション実施時までとします。

この契約を証するため、契約書 2 通を作成し、それぞれ署名、捺印のうえ各 1 通を保有します。

契約発効年月日: 令和 年 月 日

甲 グリーンメゾン鶴牧-3住宅管理組合

理事長 印

乙 号棟 号室

氏名

4. 契約書

